　２資第69号

令和２年(2020年)５月８日

一般社団法人長野県資源循環保全協会長　　様

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）

　平素から、廃棄物の適正処理に御尽力いただき感謝申し上げます。

　さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和２年環境省令第15号）が令和２年５月１日に公布され、同日から施行された旨、別添のとおり環境省環境再生・資源循環局長から通知がありました。

主な改正の内容は下記のとおりです。（当該通知記二、三を参照してください。）

つきましては、改正後の規定に留意いただくとともに、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な廃棄物の適正かつ円滑な処理が継続して行われるよう、特に当該通知記四の１及び２について、あらためて貴協会員に周知いただきますようお願いします。

記

１　産業廃棄物処理業の許可を要しない者に係る特例の創設（規則第９条第14号、第10条の３第10号、第10条の11第６号及び第10条の15第４号）

　　災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために、環境大臣または都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣または都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に処理する能力がある者として環境大臣または都道府県知事が指定する者については、産業廃棄物処理業の許可を不要とするもの。

２　新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管について（規則第７条の８第１項第７号及び同条第３項）

　　処分又は再生を行う処理施設において、事業者（自らがその産業廃棄物の処分又は再生を行う者に限る。）又は優良産業廃棄物処分業者が、下記の廃棄物を処分又は再生のために保管する場合であって、その保管が新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む。）による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管であるときは、処理施設の１日分の処理能力に下記のそれぞれの日数を乗じて得た数量まで保管容量の上限を拡大するもの。

（１）汚泥（令第６条第３号トに規定する有機性の汚泥を除く。）35日

（２）安定型産業廃棄物（令第６条第１項第３号イに規定する安定型産業廃棄物をいい、廃プラスチック類並びに（５）及び（６）に掲げる産業廃棄物を除く。）　35日

（３）鉱さい　35日

（４）ばいじん　35日

（５）建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）であって、分別されたものに限る。）　49日

（６）建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）　91日

　長野県環境部資源循環推進課

　課長：伊東 和徳　　担当：山崎　千晴

電　話：　０２６－２３５－７１６４（直通）

ＦＡＸ：　０２６－２３５－７２５９

Ｅメール：junkan@pref.nagano.lg.jp